

## 名古屋市犯罪被害者等支援事業

### ● 日常生活支援（配食サービス）

概 要	<p>犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族※の居宅へ、食事を配達</p> <p>※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等</p>
サービス内容	<p>○犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族であれば、同時に複数の居宅への配達可能（配達は市内に限る）</p> <p>○食事の配達は1日1回 （昼食 午前9時～正午、夕食 午後2時～午後5時30分 ※時間指定は不可）</p> <p>○犯罪行為が行われた時から1年以内のうち最大30日間利用可能</p> <p>○食事は市が契約する事業者より配達 （直接受け取ることも、玄関先に置いておくことも可能）</p>
対象要件	<p>○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない）</p> <p>○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明、等）</p> <p>○被害者やその家族・遺族がサービス実施時に市民であること</p>
利用対象外	<p>○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき （ただし、遺族が18歳未満の事案で、その18歳未満の子を監護している世帯は除く）</p> <p>○被害者又は遺族が暴力団員であったとき</p> <p>○サービスを提供することが社会通念上適切でないとき</p>
申請期限	犯罪行為が行われた時から1年以内
必要書類	<p>○配食サービス利用申請書</p> <p>○犯罪被害に関する申立書</p> <p>○住民票（除票）</p> <p>○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書</p> <p>○受傷日や治療期間が確認できる診断書（重傷病の場合）</p>
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
担当窓口	<p>名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口</p> <p>電話：052-972-3042</p>